

2020.12.1 審議会 答申（案）

2 嘉人権第 4 5 6 号

令和 2 年 1 2 月 1 日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様

嘉麻市差別のない人権が尊重される

まちづくり審議会

会長 森山 沾一

嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例及び  
嘉麻市人権・同和対策促進協議会条例の一部改正等について（答申）（案）

令和 2 年 1 0 月 1 2 日付、2 嘉人権第 3 6 5 号で諮問のありました「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例及び嘉麻市人権・同和対策促進協議会条例の一部改正等について」は、別紙のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

令和2年10月12日付、公文章に人権第365号で諮問のあった「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例及び嘉麻市人権・同和対策促進協議会条例の一部改正等について」は、適当であると認める。ただし2つあるということがございましてそれを何とか1つにした方が簡略、

## 2 審議会の判断

「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」が令和2年3月に施行されたことに伴い、本条例第12条の規定に基づき、差別のない人権が尊重されるまちづくりの実現のための施策の推進に関する事項及び、教育及び啓発の推進に関する事項を審議する市長の諮問機関として「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会」が設置されている。これとは別に、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図るための人権行政及び啓発の推進を行い、差別のない明るいまちづくりに寄与するための市長の諮問機関として「嘉麻市人権・同和対策促進協議会」が設置されている。

この二つの付属機関は、同様の目的をもって設置された市長の諮問機関であり、事務の明確化を図るため、その所掌事務を整理し、一つの付属機関において調査審議することについて理解するところである。また、嘉麻市には多くの同和対策施設を有しており、これらの施設の今後の方向性についても重要な課題であり、これらを調査審議のため「同和対策事業の推進に関する事項」の必要性についても理解するところである。

よって、「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会」において、「嘉麻市人権・同和対策促進協議会」が所掌するすべての事務を調査審議することとし、「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」を一部改正し、「嘉麻市人権・同和対策促進協議会」及び「嘉麻市人権・同和対策促進協議会条例」を廃止することについて、適当であると認める。